

議案第18号

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(基山町行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 基山町行政財産使用料条例(平成3年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表土地の項中「1.08を乗じて得た額」を「消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下この表において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額(以下この表において「地方消費税額」という。)を加算した額」に改め、同表建物の項中「1.08を乗じて得た額」を「消費税額及び地方消費税額を加算した額」に改める。

(基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第16条関係)

し尿処理手数料

(単位:円)

定額制 (一般 世帯)	人員 (人)	世帯割 (A)	人員割(1歳 未満児は除く) (B)	計 (A) + (B) = (C)	無臭 加算	泡加算	月2回目 手数料
	1	530	400	930	150	500	880
	2	530	800	1,330	220	710	880
	3	530	1,200	1,730	290	930	880
	4	530	1,600	2,130	360	1,150	880

	5	530	2,000	2,530	430	1,360	880
	6	530	2,400	2,930	490	1,580	880
	7	530	2,800	3,330	560	1,790	880
	8	530	3,200	3,730	630	2,010	880
	9	530	3,600	4,130	700	2,230	880
	10	530	4,000	4,530	770	2,440	880
	11人 以上	530	人員×400	(A) + (B)	(C) × $\frac{17}{100}$	(C) × $\frac{54}{100}$	880
従量制	官公庁、学校、会社、事業場、病院、遊戯場、旅館、飲食店及びこれらに類するもの並びに一般世帯で、不定期的に収集するもの並びに簡易水洗式トイレを使用するもの くみ取り量10リットルにつき125円70銭						

ア 無臭加算 特殊便槽で相当量の水を必要とするものに加算する額

イ 泡加算 特殊便槽で発泡薬品を使用するものに加算する額

ウ 月2回目手数料 2回目以降1回ごとのくみ取り手数料

エ 無臭加算及び泡加算の11人以上において計算した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

オ 従量制のくみ取り量の計量において10リットル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

カ 従量制において計算した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(基山町道路占用料条例の一部改正)

第3条 基山町道路占用料条例(平成3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した額」に改める。

(基山町都市公園条例の一部改正)

第4条 基山町都市公園条例(昭和53年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した額」に改める。

(基山町公共下水道条例の一部改正)

第5条 基山町公共下水道条例(平成12年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した額」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の基山町行政財産使用料条例等の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用料等について適用し、同日前に許可をした使用料等については、なお従前の例による。

#### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）に基づく消費税の改正税率及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税の改正税率が令和元年10月1日から適用されることに伴い、消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要がある。

令和元年6月14日原案可決